

日吉津村民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日吉津村民投票条例（平成24年日吉津村条例第1号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、村民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表者証明書の交付等)

第2条 日吉津村自治基本条例（平成20年日吉津村条例第22号）第35条第1項に規定する村民投票の実施を請求しようとする代表者（以下「請求代表者」という。）は、村民投票実施請求書（様式第1号。以下「村民投票請求書」という。）を添え、村長に対し、村民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）により村民投票実施請求代表者証明書（様式第3号。以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合において、村長は、村民投票実施請求書に記載された村民投票に付そうとする重要事項が条例第2条に規定する重要事項に該当しないと認めるとき、条例第5条第1項に規定する二者択一で賛否を問う形式に該当しないとき、又は形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。
- 3 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、村長は、第1項の規定による申請を却下するものとする。
- 4 村長は、第1項の規定による申請（第2項の規定による補正後の申請を含む。）があったときは、直ちに日吉津村選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に対し、請求代表者が当該申請の日現在において条例第3条第1項に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

(署名の収集の方法等)

第3条 請求代表者は、村民投票実施請求者署名簿（様式第4号。以下「署名簿」という。）に村民投票実施請求書の写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、署名及び押印を求めなければならない。

- 2 請求代表者は、投票資格者に委任して前項の署名及び押印を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、村民投票実施請求書の写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の委任状（様式第5号）を付した署名簿を用いなければならない。
- 3 請求代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに署名収集委任届（様式第6号）により村長に届け出なければならない。
- 4 請求代表者及び第2項の規定により請求代表者から委任を受けて署名及び押印を求める者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項に規定する署名を求めることができない期間については、第1項及び第2項の署名及び押印を求ることはできない。
- 5 投票資格者は、身体の故障その他の理由により署名簿に署名することができないときは、投票資格者（請求代表者及び第2項の規定により請求代表者から委任を受けて署名及び押印を求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）による当該請求者の氏名の記載は、第1項又は第2項の署名とみなす。

6 氏名代筆者が請求者の氏名を署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名及び押印をしなければならない。

7 第1項及び第2項の署名及び押印は、前条第4項の規定による告示があつた日から30日以内でなければこれを求めることはできない。ただし、第4項に規定する署名及び押印を求めることができない期間は含めないものとする。

(署名簿の提出)

第4条 署名簿に署名及び押印をした者の数が条例第10条に規定する必要署名数以上の数となつたときは、請求代表者は、前条第7項に規定する期間満了の日の翌日から起算して5日以内に署名簿を選挙管理委員会に提出して、これに署名及び押印をした者が投票資格者であることの証明を求めなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による提出が同項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下するものとする。

(署名及び押印の取消し)

第5条 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が前条第1項の規定により署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

(署名の審査及び証明)

第6条 選挙管理委員会は、第4条第1項に規定する証明を求められたときは、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を住民投票実施請求者署名簿証明書（様式第7号。以下「署名簿証明書」という。）により証明しなければならない。

2 選挙管理委員会は、署名簿の効力を決定する場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、そのうちの一つを有効と決定しなければならない。

(署名簿の返付)

第7条 選挙管理委員会は、前条の規定により署名の効力を決定したときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

(住民投票の実施の請求等)

第8条 条例第3条第1項に規定する住民投票の請求は、前条第1項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に署名簿証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 前項の請求があつた場合において、住民投票に必要な有効署名の総数が条例第10条に規定する数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、村長は、これを却下するものとする。

3 条例第4条第2号及び第4号に規定する請求は、第1項の請求をもって、これにかえるものとする。

(縦覧)

第9条 選挙管理委員会は、定時登録については9月3日から同月7日までの間（条例第9条第2項ただし書の規定による登録の場合は、登録が行われた日の翌日から5日間）、投票時登録につ

いては当該住民投票の告示の日に、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、前項の縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(投票資格者名簿に関する異議の申出)

第10条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、前条第1項に規定する縦覧期間内に、文書で選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から3日以内に、その申出が正当であるかないかを決定しなければならない。

- 3 選挙管理委員会は、第1項の規定による異議の申出を正当であると決定したときは、その申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議の申出人に通知しなければならない。

- 4 選挙管理委員会は、第1項の規定による異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議の申出人に通知しなければならない。

(補正登録等)

第11条 選挙管理委員会は、条例第9条の規定により投票資格者名簿の登録をした日以後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

第12条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を投票資格者名簿から抹消しなければならない。

- (1) 死亡したことを知ったとき。
- (2) 日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (3) 条例第3条第2項に規定する永住外国人でなくなったことを知ったとき。
- (4) 本村の住民基本台帳の記録から削除されたことを知ったとき。

(投票管理者)

第13条 住民投票の投票に関する事務を担任させるため、投票所及び期日前投票における投票所(以下「期日前投票所」という。)に投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、投票所にあっては投票資格者の中から、期日前投票所にあっては投票資格者又は村の職員の中から選挙管理委員会が選任する。

- 3 投票資格者の中から選任された投票管理者が投票資格者でなくなったとき、又は村の職員の中から選任された投票管理者が村の職員でなくなったときは、その職を失う。

(投票管理者の職務代理者)

第14条 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を、投票資格者又は村の職員の中からあらかじめ選任しておかなければならない。

(投票管理者の氏名等の告示)

第15条 選挙管理委員会は、第15条第2項の規定により投票管理者を選任したとき、又は前条の規定により職務代理者を選任したときは、直ちにその者が職務を行う日（期日前投票所の投票管理者又は職務代理者を選任した場合に限る。）並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（投票立会人）

第16条 選挙管理委員会は、住民投票の投票所に、投票資格者の中から、本人の承諾を得て2人の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、期日前投票所に、投票資格者又は村の職員の中から、本人の承諾を得て2人の投票立会人を選任し、条例第11条第2項の規定による告示の日に本人に通知しなければならない。

3 投票立会人で参會する者が投票所又は期日前投票所を開くべき時刻になつても2人に達しないとき、又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票資格者又は村の職員の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、投票に立ち合わせなければならない。

4 投票立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができない。

（投票立会人の氏名等の通知）

第17条 選挙管理委員会は、投票立会人を選任したときは、直ちにその者が投票に立ち会う日（期日前投票所の投票立会人を選任した場合に限る。）並びにその者の住所及び氏名を当該投票立会人が立ち会う投票所又は期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

（投票用紙の交付）

第18条 投票用紙は、投票日の当日、投票所において投票資格者に交付しなければならない。ただし、期日前投票にあっては、その投票の日に期日前投票所において交付する。

（点字投票）

第19条 視覚障害を有する投票資格者は、点字投票をしようとする場合においては、投票管理者に対してその旨を申し立てなければならない。

2 前項の規定による申立てを受けた投票管理者は、点字投票であることを表示した投票用紙を交付しなければならない。

（代理投票）

第20条 代理投票をしようとする者は、投票管理者に申し出なければならない。

（期日前投票）

第21条 期日前投票は、住民投票の告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において投票することにより行う。

（不在者投票）

第22条 不在者投票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条に準じて行うものとする。

（投票箱等の送致）

第23条 投票所の投票管理者は、投票終了後直ちに、1人又は2人の投票立会人とともに、投票箱、投票所投票録（様式第10号）及び投票資格者名簿の抄本を開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期日の末日の投票終了後に、投票箱に施錠し、期日前投票所投票録（様式第11号）及び投票資格者名簿の抄本（以下「投票箱等」という。）を選挙管理委員会に送致しなければならない。

3 前項の規定により送致を受けた選挙管理委員会は、投票日の当日、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。

（開票管理者）

第24条 住民投票の開票に関する事務を担任させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、選挙管理委員会の委員長をもって充てる。

3 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においては、選挙管理委員会の委員長の職務代理者がその職務を代理する。

（開票立会人）

第25条 選挙管理委員会は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。

2 開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは開票管理者において、投票資格者の中から3人に達するまでの開票立会人を選出し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。

3 開票立会人は、正当な理由がなければその職を辞することができない。

（開票の参観）

第26条 投票資格者は、開票に参観することができる。

（開票録の作成）

第27条 開票管理者は、開票録（様式第12号）を作成し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（再請求等の制限の起算）

第28条 条例第23条に規定する再請求等を制限する期間は、条例第21条第1項の規定に基づき住民投票の開票結果を選挙管理委員会が告示をした日から起算する。

（その他）

第29条 この規則に定めるものほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

住民投票実施請求書

年 月 日

日吉津村長 様

請求代表者

住所

氏名

印

下記のとおり、日吉津村自治基本条例第35条第1項の規定により、住民投票の実施を請求します。

記

1 住民投票により賛否を問う事項

2 請求の要旨

様式第2号（第2条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

日吉津村長 様

請求代表者

住所

氏名

印

日吉津村住民投票条例施行規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり住民投票実施請求書を添え、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第3号（第2条関係）

住民投票実施請求代表者証明書

1 住民投票により賛否を問う事項

2 請求代表者

住所

氏名

上記の者は、住民投票実施請求代表者であることを証明する。

なお、日吉津村住民投票条例第9条に規定する投票資格者名簿に記載されている者の総数の50分の1の数は、 4分の1の数は、 である。

年 月 日

日吉津村長

印

様式第4号（第3条関係）

住民投票実施請求者署名簿

(No. /)

様式第5号（第3条関係）

委任状

1 住民投票により賛否を問う事項

2 受任者

住所

氏名

上記の者に対し、住民投票実施請求のための署名及び押印を求めることが委任する。

年 月 日

請求代表者

住所

氏名

印

様式第6号（第3条関係）

署名収集委任届

年 月 日

日吉津村長 様

請求代表者

住所

氏名

印

下記の者に住民投票実施請求のための署名及び押印の収集を委任したので、日吉津村民投票条例施行規則第3条第3項の規定により届け出ます。

1 住民投票により賛否を問う事項

2 受任者

住所

氏名

3 委任年月日

年 月 日

様式第7号（第6条関係）

住民投票実施請求者署名簿証明書

年 月 日

請求代表者

様

日吉津村選挙管理委員会

委員長

印

年 月 日付で請求のあった下記の事項による住民投票に係る住民投票実施請求者署名簿には、次の数の署名があつたことを証明する。

記

署名数

有効署名 _____

無効署名 _____

総 数 _____

住民投票により賛否を問う事項

様式第8号（第23条関係）

投票所投票録

年　　月　　日執行
の住民投票　　　　　　　　　について

1 投票所開設場所							
2 投票立会人	氏名	選任年月日	立会時間	参会時間	辞職の時刻及び理由		
(1) 選挙管理委員会の選任した者							
(2) 投票管理者の選任した者		(参会時刻)					
		(参会時刻)					
3 投票所開閉時刻	午前 時 分	開始	午後 時 分	閉鎖			
4 投票箱、投票録及び投票資格者名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	氏名						
5 投票の状況	投票資格者名簿登録者	投票日当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者	
				総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)					(再交付の理由)	

(2) 決定書又は判決書により投票した者	(氏名)					
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4) 点字により投票した者						
(5) 代理投票	投票人 氏名	補助者 氏名	投票人 氏名	補助者 氏名		
	代理投票者数 人					
(6) 投票所開閉時刻までに投票管理者の受けた不在者投票	受理と決定したもの 票 票内 投票総数 不受理と決定したもの 票 不受理又は拒否の決定を受けた者 不受理の決定を受けた者 (氏名) 代理投票の拒否の決定を受けた者 (氏名)					
(7) 投票拒否の決定をした者		選挙人氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	投票人不確認による投票の拒否					
	代理投票の拒否					
6 投票所事務従事者	総数	人内	1人 選挙管理委員会書記	2人 村の職員	3人 その他の者	

年　　月　　日 調製

投票管理者

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人

投票立会人

投票立会人

投票立会人

様式第9号（第23条関係）

期日前投票所投票録

年　月　日執行　について
の住民投票

1 期日前投票 年月日						
2 期日前投票 所設置の状況	(1) 期日前投票所開設場所					
	(2) 期日前投票所を開設期間					
3 投票立会人	氏名	選任月日	立会時間	参会時間	辞職の時刻 及び理由	
(1) 選挙管理 委員会の選任し た者						
(2) 投票管理 者の選任した者		(参会時刻)				
		(参会時刻)				
4 期日前投票 所開閉時刻	午前	時	分開始	午後	時	分閉鎖
5 投票の状況	区分	投票者		仮投票による投票者（内 数）		
	男					
	女					
	計					
(1) 投票用紙 再交付者	(氏名) (再交付の理由)					
(2) 決定書又 は判決書により 投票した者	(氏名)					
(3) 不在者投 票の用紙及び封 筒を返還して投 票した者	(氏名)					
(4) 点字によ り投票した者						

(5) 代理投票	投票人	補助者		投票人	補助者	
	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	代理投票者数			人		
(6) 投票拒否の決定をした者		選舉人 氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	投票人不確認による投票の拒否					
	代理投票の拒否					
6 投票所事務従事者				1 選舉管理委員会書記	人	
	総数	人内		2 村の職員	人	
				3 その他の者	人	

年　　月　　日調製

投票管理者

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人

投票立会人

様式第10号（第27条関係）

開票録

年　　月　　日執行　　について
の住民投票

1 開票所開設場所							
2 開票所開閉時刻	年　月　日　時　分開始 年　月　日　時　分閉鎖						
3 開票立会人	氏名		参会又は選任時刻		辞職の時刻及び事由		
(1) 選挙管理委員会の選任した者							
(2) 開票管理者の選任した者							
4 投票の状況	投票者総数		投票当日有権者数		確定投票率 投票者総数／投票当日有権者数×100		
5 拒否の決定等を受けた投票	受理	票		不受理	票		
6 開票の結果							
(1) 投票の内訳	投票総数 票		有効投票 票		無効投票 票 無効投票率		
(2) 有効投票の内訳	記号投票　　票 点字投票　　票						
(3) 無効投票の内訳	記号投票	所定の投票用紙を用いないもの	○以外の事項を記載したもの	○のほか、他事を記載したもの	○を賛成及び反対のいずれの欄にも記載したもの	○を賛成及び反対のいずれの欄に記載したのか判別し難いもの	白紙投票

	点字投票	所定の投票用紙を用いないもの	賛成又は反対以外の事項を記載したもの	賛成又は反対のほか、他事を記載したもの	賛成及び反対のいずれも記載したものの	賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
(4) 点字投票						
(5) 投票の結果	選択肢	賛成		反対		
	票数	票		票		
7 開票事務従事者		総数	選挙管理委員会書記	村の職員	その他のもの	
		人	人	人	人	

年　　月　　日 調製

開票管理者

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人

投票立会人

投票立会人

投票立会人